

## 【協議第 3 号】

## 地域公共交通網形成計画の策定について

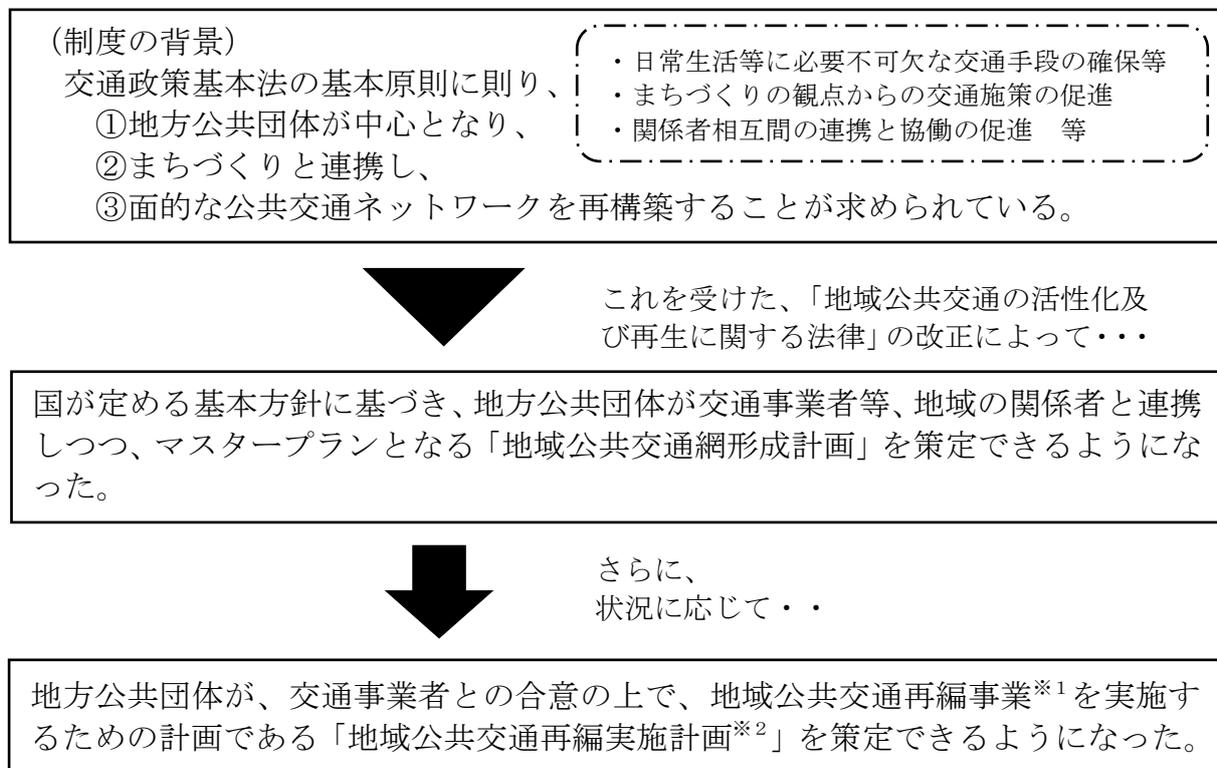
## 1 地域公共交通網形成計画とは

## (1) 計画の概要

ア 「地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画です。

イ この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、市民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、地域にとって望ましい姿を示す、いわば公共交通のマスタープランです。

(国による「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」より)



・・・具体的な内容は、実施計画で検討

※1 「地域公共交通再編事業」…地域公通を再編するための事業。地方公共団体の支援を受けつつ、以下に掲げるものを行う事業と定義されています。

- ・ 特定旅客運送事業に係る路線・運行系統・航路又は営業区域の編成の変更
- ・ 他の種類の旅客運送事業への転換
- ・ 自家用有償運送による代替
- ・ 以上の再編事業と併せて行う運行計画の改善、共通乗車船券の発行、乗降場の改善等の措置

※2 「地域公共交通再編実施計画」…マスタープランである網形成計画を実現するための実施計画です。網形成計画において、「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができます。この計画は、地方公共団体が事業者等の同意のもとに策定します。

## (2) 地域公共交通網形成計画を策定するメリット

### ア 地域公共交通政策の「憲法」

地域公共交通網形成計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文。

地域の方々から寄せられる「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか?」「どういう基準で公共交通サービスを導入しているのか?」といった、交通政策の在り方や個別事業の実施理由や効果に関する問いかけに明確に回答するもの。

### イ まちづくりとの連携強化

活性化再生法の改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが明記されているため、コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能。

### ウ 関係者間の連携強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた民間の計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできる。また、こうした関係者間の連携の強化を継続することは、公共交通の正のスパイラルへの転換のきっかけづくりとなり得ます。

### エ 公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

網形成計画は単一の公共交通機関の運行計画ではなく、地域全体の公共交通を「ネットワーク」として総合的に捉えるもの。網形成計画の策定をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー等を一体として検討し、各地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができる。

(国による「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」より)



- 地域の取組が計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が図られることが期待されます。

## 2 「地域公共交通網形成計画」策定の留意点

国の手引きでは、網形成計画の留意点が以下のようにされています。

網形成計画は、本市全体のまちづくり等に関する各計画と連携し、一体的な取り組みとなるよう留意することが必要です。

### 【国の手引きによる網形成計画の留意点】

- まちづくり、観光振興等の「地域の戦略」との一体性を確保する。
- 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークを形成する。
- 地域の特性に応じて多様な交通サービスの組み合わせを考える。
- 地域住民の協力を含む関係者の連携を図る。
- 広域性を確保する。
- 具体的で可能な限り数値化した目標を設ける。

特に、市全体のまちづくり等との連携が必要。

## 3 「地域公共交通網形成計画」に記載する事項

「網形成計画」は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系の記載)」としての役割を果たすものです。国の方針に基づき地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。

まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する様々な事業(取り組み)について記載します。

- 地域の現状、公共交通の現状、上位・関連計画等
- 基本的な方針(コンセプト等)
- 計画の区域
- 計画期間
- 計画の目標
- 目標を達成するために行う事業・実施主体
- 達成状況の評価に関する事項

取り組む事業メニューと実施主体を記載することとなります。

※ 取組内容を、「～の導入に向けた検討」「～実証運行(試行実施)を踏まえた検討」等とする場合もあります。